



農業協力事業費にかかる調査、測量および設計に関する請負契約における業者の選定事務取扱要領の制定について

42年10月

海外技術協力事業団  
農業開発協力室



JICA  
000  
80.7  
AD  
BRARY

国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 24	000
		80.7
登録No.	07679	AD

農業協力事業費にかかる調査、測量および設計に関する  
請負契約における業者の選定事務取扱要領の制定について

(昭和42年10月25日決裁)  
オ10—189号

農業協力事業費にかかる調査、測量および設計に関する  
請負契約における業者の選定事務取扱要領を別紙のとおり  
定める。

## 別 紙

農業協力事業費にかかる調査、測量および設計に関する  
請負契約における業者の選定事務取扱要領

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この要領は、海外技術協力事業団（以下「事業団」という。）の  
農業協力事業費にかかる調査、測量および設計についての請負契約（以  
下「請負契約」という。）に関し、優秀かつ適格な業者を厳正かつ公平  
に選定するため、指名競争に付し、または随意契約により行なう請負契  
約の業務の準則を定め、もって事業団の業務の適正かつ円滑な運営を回  
ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 前条の請負契約については、事業団の財務および会計に関し適用  
または準用される法令および海外技術協力事業団会計規程（以下「会計  
規程」という。）の規定によるほかこの要領で定めるところによる。

JICA LIBRARY



1005260[3]

(指名競争に参加するものの資格)

第3条 理事長は毎会計年度、会計規程第50条の規定による指名競争に参加する者に必要な資格を定め、公告するものとする。

2. 前項の資格は、契約の予定価格に応じて区分した等級別に定めるものとする。

(資格の審査)

第4条 理事長は資格審査の申請を受けたときは、第3条第1項の規定により定められた資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた申請者を同条第2項の等級に格付けするものとする。

(有資格者)

第5条 前条の審査により一定の等級に格付けされたものを有資格者とする。

(有資格者名簿)

第6条 理事長は第4条の規定により、資格審査の結果格付けを行なったときは、すみやかに第1号書式による有資格者名簿を作成するものとする。

(資格審査の結果の通知)

第7条 理事長は第4条の規定により、資格の審査を行なったときは、有資格者に第2号書式(その1)による資格確認通知書を、資格がないと認めた者に第2号書式(その2)による通知を、それぞれ行なうものとする。

2. 理事長は前項の通知をしたときは、その旨を契約担当役等(契約担当役および会計規程第7条の規定により契約担当役の事務を分掌する機関(農業協力事業費にかかるものにかぎる。)をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(競争契約参加資格審査会)

第8条 理事長は第3条第1項の規定による資格の設定および第4条の規定による資格の審査を行なう場合には、競争契約参加資格審査会(以下「資格審査会」という。)にはかるものとする。

2. 資格審査会は次に掲げる者をもって構成し、理事長が主宰する。  
理事長、専務理事、常務理事、総務部長、総務部次長、総務課長、企画課長、財務課長、会計課長、契約課長および役員開発協力室長
3. 資格審査会は主宰者が召集するものとする。
4. 資格審査会は毎年3月に開くことを常例とする。ただし主宰者が必要と認めるときは、随時開くことができるものとする。
5. 資格審査会の議事は公開しないものとする。

## 第2章 指名競争契約

(資格審査の申請に必要な書類)

第9条 指名競争に参加するための第4条の審査を受けようとする者は第3号書式による申請書および次に掲げる添付書類を理事長に提出するものとする。

- (1) 定 款
- (2) 登記簿謄本または戸籍謄本
- (3) 営業の沿革(第4号書式)
- (4) 営業所一覽表(第5号書式)
- (5) 直前2年の各事業年度における調査、測量、設計、全額調書(第6号書式)
- (6) 技術者経歴書(第7号書式)
- (7) 営業用機械器具調書(第8号書式)

- (8) 納税証明書
- (9) 使用印届
- (10) 代表者身元証明書
- (11) その他理事長が必要と認めて定めた書類  
(等級の格付け)

第10条 理事長は、第4条により指名競争に参加しようとする者を格付けする場合には、その者の年商平均調査、測量、設計高、自己資本額、流動比率、営業年数および事業団における調査、測量、設計成績等を総合的に評価するものとする。

(指名基準)

第11条 契約担当役等は、有資格者のうちから指名競争に参加する者の場合には、当該競争に付する契約の予定価格の金額の該当する等級に格付けされた者のうちから指名するものとする。ただし、指名されるものの2分の1をこえない範囲において、直近上位および直近下位の等級の資格を有する者のうちから指名することを妨げない。

又 前項の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘察するものとする。

- (1) 信用度
- (2) 成績
- (3) 経歴
- (4) 専門技術者の状況
- (5) 機械設備の保有状況
- (6) 手続契約等の状況
- (7) 当該契約等に対する地理的条件

3. 契約担当役等は、特に緊急であること、特別の技術を要すること、ま

又は、現に履行中の大規模契約に密接な関連を有する小規模契約を発注しようとする場合において、当該大規模契約を現に履行している者を選定する必要があること等の事由により、第1項の規定によることが不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、競争に参加する者を指名することができる。

(指名競争参加者選定会議)

第12条 契約担当役等は、指名競争契約について、競争に参加するものを指名する場合には、指名競争参加者選定会議にかけるものとする。

2 指名競争参加選定者会議は次に掲げる者をもって構成し、理事長が主宰する。

理事長、農業担当理事、総務部長、総務部次長、総務課長、財務課長、会計課長、契約課長および農業開発協力室長

3 第8条第3項および第5項の規定は前項の会議に準用する。

### 第3章 随意契約

(業者の選定)

第13条 契約担当役等は、会計規程第51条の規定により随意契約に付そうとするときは、特別の事由がある場合を除き、有資格者名簿に登録された者と契約を行なうものとする。

2 前項の規定による業者の選定は、会計規定第51条第6号、第7号または第9号に該当する場合を除き、前条第2項に掲げる者をもって構成する会議の議を経て行なうものとする。

## 第 4 章 雑 則

### (秘密の保持)

第 14 条 資格の審査および指名競争参加者の選定に従事する職員は、当該審査または選定についての秘密に関する事項はこれを他に漏らしてはならない。

### (報 告)

第 15 条 前条に規定する職員は、有資格者の経営の悪化等、その資格を保持させることが不相当と認められる事由が発生したことを知ったときは、ただちに理事長に報告しなければならない。

## 附 則

本受項は、昭和 42 年 10 月 25 日から適用する。



登録年月日	登録番号	名称または氏名	住 所	電話番号	業 種	業務内容	等 級

注 1. 登録年月日は、資格確認通知書に記載した年月日とする。

2. 登録番号は、一連番号とする。

3. 名称および氏名および住所は、指名競争参加資格審査申請書に記載された名称または氏名（代表者氏名）および住所とする。

4. 業種は、建設コンサルタント登録規程第4条に規定する登録部門の区分を用いる。

5. 業務内容は、「設計」、「調査」、「企画」、「助言」等の区分により認す。

第2号書式(その1)

附 No.2

番 号

昭和年月日

資格確認通知書

登録番号

殿

事業団理事長

印

貴殿は昭和 年 年度指名競争参加資格審査申請書を提出されましたが、資格の審査の結果、調査測量設計契約について○等級の資格がありますので通知します。

第2号書式(その2)

番 号

昭和年月日

殿

事業団理事長

印

貴殿は、昭和 年 年度、指名競争参加資格審査申請書を提出されましたが、資格の審査の結果、資格がありませんので通知します。

一般競争および指名競争参加資格審査申請書

昭和 年 度海外技術協力事業団で行われる農業協力事業費にかかる調査、測量および設計に關する指定競争に参加する資格の審査を申請します

なお、この申請書のすべての記載事項および添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

昭和 年 月 日

海外技術協力事業団理事長殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

登録番号

登録年月日

希望する種別

および目

営業種目

- 注1. 共同企業体にあつては、申請者は代表者氏名の下に、その構成員の住所氏名を連記するほか、協定書写を添付する。
- 2. 登録番号および登録年月日は、建設コンサルタント登録規程に基づく、登録番号および登録年月日を記す。
- 3. 営業種目は、同上登録規程による登録部門の区分を記す。なお、この区分以外の営業を併せ行なっている場合は、その営業の種類をも記す。

営 業 の 沿 革

創 業 後 の 沿 革	創 業	年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日

注 「創業後の沿革」の欄には、組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開、商号もしくは名称の変更または資本金額の変更を記載する。

営 業 所 一 覧 表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
計	ヶ所	

注 営業所とは、本所、支店もしくは常時契約を締結することができる事務所とする。

調 査 測 量 設 計 金 額 調 書

(単位千円)

営 業 年 度	種 類 注文番区分							計
		国 内	国 外	国 内	国 外	国 内	国 外	
第 期 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	官 公 庁 民 間 計							
第 期 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	官 公 庁 民 間 計							

注 1. 本調査は、指名競争参加資格申請者提出直前ヌケ年間の登録部門（建設コンサルタント登録規程第4条に規定するものをいう）

にかかると契約額を記載する。

ヌ 官公庁とは、国、国鉄および電々公社等の政府関係機関、地方公共団体、公団、電源開発株式会社、帝都高速交通営団、住民協会、土地改良区、外国公館および駐留軍をいう。

技 術 者 経 歴 書

氏 名	最終学校, 学科名	法令による免許等	実務経歴	経験年数	

注 1. 技術者は、本店、支店とも各1人以上記載するものとし、技術者多数の場合は、本店、支店、合計50人以内とする。

2. 法令による免許等の欄には、法律または命令による免許または技術、もしくは技術の認定を受けた旨記載する。

(例、〇〇建築士、溶接士等)

3. 実務経歴の欄には、最近のものから、順次記載し、調査、測量、設計等に直接従事した職種および地位を記載する。

営 業 用 機 械 器 具

番 号	名 称	種 類	能 力	前 要 数 量

注 1. 建設業法施行規則添付書類(ニ)記載要領に規定するところにより記載する。

2. 建設業以外の企業にあっては、1に準じて記載する。

農業協力事業員にかかる調査測量および設計に関する...